

## 【必ず事前に連絡を】

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが、「5類感染症」となり、季節性インフルエンザと同様の取り扱いとなりましたが、**発熱、腹痛、頭痛、咽頭痛、鼻水等の症状がある方は、診療所へ必ず事前に連絡を**したうえで受診してください。

また、診療所入口では引き続き検温、体調の確認等を行っておりますので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

問い合わせ先 滝上町国民健康保険診療所  
電話 0158-29-2220  
E-mail:byouin@town.takinoue.hokkaido.jp